

要請書

浮島丸沈没の真相調査並に遺骨の遺骨處理依頼に關して

一九四五平八月二十四日 群島灣匠波負沖において沈没した浮島丸は戦時中
 日本帝國主義者がその戦時目的遂行の爲に、強制徴用し青森縣大湊元海軍
 要港の施設工事に使役した朝鮮人労働者並にその家族等八十數百名一富船
 乗船者の證言による數字）を乗せて同大湊港を出港、釜山港に向う途中、
 埋田不明の群島灣を計り入港途中に燻燻沈没したものであります。同
 船の沈没と同時に溺死した百十の可憐なる人々の遺骨も幾星霜の間、潮干
 の潮にさらされたそのまゝになつておるのが現状であります。然るに日本
 政府並に關係當局は、この事に関する何等の対策をも持たぬばかりか、近
 來には同船体に一餘榮を任掛け、そのまゝ破壊しようとする事一に對する
 許可までも出しておるのが實状であります。

6

以上の事實は民主憲法の字句を飾りに、口で民主主義をとをえる日本政府
 が如何に帝國主義的暴虐性をそのまゝに内包しておるかを物語つておるの
 みであり、當然日本國民の最大課題とする日本の平和問題にも影響する重
 要な事であり、國際的な問題である事は明らかなであります。

此の事の處理方策は吾々三千萬朝鮮人民は勿論の事、全人民の關心の事
 つであり、特に富群島に任任する全朝鮮人民は憤激にたえず、左の諸事
 を要請する次第でありますから、日本政府および關係當局においても、こ
 れが即時實行に誠意ある努力並に御盡力下さるよう要請します。

要請事項

- 一 船体の水中撮影、船長からの總取り、乗船者各海の公表および生死別數
 字の公表をする事
- 一 遺骨を拾ひ掛け慰靈舎を建設すると共に慰靈祭を行う事
- 一 石の事を行ねるには船体に異常を來たさぬこと

石 要 請 し ま す

一九五〇年二月一日

在群島朝鮮人代表 槐 植

群島海上保安本部長 殿